

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～（4）

とまり
泊
ひろし
宏*

本連載「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の前回（2021年6月号）で「公務員の主な訴訟リスク」として、公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化してお示しました。今号以降で主なものについて、更に解説します。

今号では「国家賠償法」について解説します。法律の名称が「国家」となっているため、都道府県、市町村に勤務している読者の中には「自分には関係ない」と思っている方がいるかもしれません。そうではありません。公共団体にも適用されます。また、「国家賠償法で訴えられても、組織として賠償するのであって、公務員個人の責任が問われるわけではない」と思っている読者がいるかもしれません。そうではありません。「求償」という制度があります。

次に、「想定される事例」として「指名回避した市部長に求償請求」を取り上げます。国家賠償法に基づいて個人に求償請求された事例です。入札契約や技術審査に不服がある場合、国家賠償法に基づかず、民事訴訟により公務員個人が訴えられる可能性もあります。では、どのような職員が訴えられるのでしょうか。

国家賠償法

国家賠償法の第1条及び第2条の条文を図-1に示す。

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

図-1 国家賠償法（抄）

1) 適用

国家賠償法は、国だけでなく公共団体も対象となる。

2) 第1条第1項

公務員が他人に損害を加えたときに、賠償する旨を規定している。本項に基づいて賠償するのは、国又は公共団体である。

3) 第1条第2項

第1条第1項の場合において他人に損害を加えた公務員に対して国又は公共団体が求償権を有する旨を規定している。この規定を適用して、国又は公共団体が自らの判断で当該公務員に求償する場合がある。また、住民が住民訴訟を提起し、その裁判結果を受けて、地方公共団体が当該公務員に求償した事案もある。本項が適用されることにより、公務員個人が賠償することとなる。

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

4) 第2条第1項

公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときに、賠償する旨を規定している。本項に基づいて賠償するのは、国又は公共団体である。

道路や河川の管理瑕疵に関して、その道路や河川を管理する国、都道府県、市町村に対して、本項に基づいて賠償を求める訴訟が提起されることがある。

5) 第2条第2項

国又は公共団体は、瑕疵の原因を作った者に求償できる旨を規定している。本項に基づいて求償される者としては、設計業務の受託者、工事の請負人、道路上に障害物を放置した者、当該瑕疵に関与した公務員等が考えられる。

想定される事例（その4）

「指名回避した市部長に求償請求」

〈概要〉

建設会社A社は、B市発注の公共工事を毎年数件ずつ指名競争入札で受注していた。ある年、B市からの指名が全くなり入札に参加することができなくなった。A社は、指名を回避されたことによって損害を被ったとして、B市に対して国家賠償請求訴訟を提起した。確定判決において賠償責任が認められ、B市はA社に損害賠償金等を支払った。

さらに、これらの損害はB市のC部長による違法行為により生じたものであるとして、C部長に対して求償請求するよう、B市に求める訴訟が提起された。裁判所は、C部長はA社の指名を意図的に回避しており、当該指名は裁量権の逸脱・濫用に当たる違法なものであるとして、C部長に対する約6百万円の求償請求を認めた。

〈解説〉

本事例は、国家賠償法第1条第1項に基づいて市が損害賠償金等を支払ったものに対して、同条第2項に基づいて市部長に求償請求した事例である。公共団体が自ら求償請求した事案もあるが、本事例では住民訴訟が提起され、裁判所でその主張が認められて、求償請求することに至ったものである。

さて、業者選定に対する不服に関しては、様々な場合が想定される。ここでは、国家賠償法を適用して求償請求した事例を取り上げたが、関係する公務員を業者が民事訴訟で訴えることもあり得る。

また、この事例の場合、指名競争入札である。現在でも、工事の種別や規模によって指名競争入札を行う場合があるが、近年では一般競争入札により総合評価落札方式で選定することが多くなってきている。さらに、この事例の場合、委員会方式をとっていなかったため、指名調書を作成していた市部長が訴えられた。どのような方式等で選定するかにかかわらず、近年では委員会によって業者選定に関する手続きを行っている機関が多い。整備局や地方公共団体によって多少制度は異なるが、事務所の場合だと、所長を委員長とし、副所長、経理課長、発注案件担当課長等を委員とする入札契約委員会で審議しているような場合が多い。

このような場合、不服があれば、委員長である所長を訴えるか、委員会委員の全員を訴えることが想定される。

また、技術審査に対して不服があれば、当該審査に携わった職員やその上司を訴えることが想定される。

第1回の連載でも述べたが、誰を訴えるかは、訴える側が決めることなのである。訴えられた側は、受けて立つこととなり、敗訴した場合には、賠償金を支払うこととなるのである。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」（本号79ページ参照）にお寄せください。